○金　融　庁

一八　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二七　三

○金融庁、総務省

一　郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件　二〇　三

○消　費　者　庁

五　適格消費者団体を公示する件　五　四

六　特定適格消費者団体を公示する件　五　四

七　健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部を改正する件　九　四

○総　務　省

一五九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改める件　二104　八

一六〇　地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件　四　四

一六一　市の境界変更の件　六　七

一六二　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　六108　七

一六三　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　六108　七

一六四　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　六108　七

一六五　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　六108　七

一六六　電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する件　六108　四二

一六七　電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件　六108　四三

一六八　電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部を改正する件　六108　四三

一六九　電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件　六108　四三

一七〇　特定国外派遣組織を指定する件　一三　七

一七一　平成十二年自治省告示第七十七号（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令第四号の規定に基づく総務大臣が定める規定を定める件）　一七　三

一七二　電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一九117　二七

一七三　令和元年総務省告示第六号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を改正する件　二〇　三

一七四　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件　二〇　三

一七五　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和元年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　二〇　五

一七六　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二六121　三九

一七七　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二六121　四一

一七八―一八〇　特定国外派遣組織を指定する件　二七　三

一八一　電気通信事業法第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の九の二第一項の規定に基づき他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件　二七123　六一

一八二　電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の一部を改正する件　二七123　六一

一八三　接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件　二七123　六二

一八四　政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二七125　一

一八五　政党助成法の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二七125　五六